

事務連絡
平成23年2月17日

外務省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について (回答)

標記について2月16日付で提出のあった御質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、2月18日(金)12:00までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

<参考>

意見提出期限：2月21日(月)17:00

閣議：3月上旬(予定)

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g_johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1. 1条

「知る権利」とは何か。

(回答)

「知る権利」については、その性格として、憲法 21 条の保障する「表現を受け取る自由」という自由権的性格と、政府に対して情報の提供を求める請求権的性格を併有すると解されており、また、「知る権利」を支える価値としては、個人としての思想・人格を発展させるという個人権的な側面と、民主的な政治過程に参加するという参政権的な側面を併有すると解されている。情報公開法における開示請求権は、このように複合的な性格・側面を有する「知る権利」の請求権的性格を具体化したものである。

2. 1条

現行法に記載のない「知る権利」について、改正法で言及した理由如何。

(回答)

近年、「知る権利」について明示する情報公開条例の増加、「知る権利」の具体化としての開示請求権について言及する裁判例等にかんがみれば、本法制定当時と比較して、「知る権利」の概念は、より成熟したものとなってきたといえる。

こうした状況を踏まえ、今般の改正において、国民の知る権利の保障について目的規定に明示することにより、情報公開法における開示請求権が「知る権利」の具体化であることの明確化を図ろうとするものである。

3. 1条

情報公開法における開示請求権について、今般の改正によってこれが「知る権利」を具体化したものであることを明確化することにより、現行法における開示請求権と比べて、請求権の内容・範囲に相違があるか。相違があるならば、具体的かつ詳細に説明願いたい。

(回答)

今般の改正で「国民の知る権利」を明示するのは、情報公開法における開示請求権が「知る権利」の具体化であることの明確化を図ろうとするものであり、この改正により直ちに個々の規定の解釈に変更が加えられる趣旨のものではない。

4. 5条1号ハ

当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合は、常に「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当するか。

(回答)

第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報のいずれかに該当する場合は、第5条第1号ハの「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」の該当性判断をするまでもなく、不開示となる。

5. 5条1号ハ

第5条第1号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第18条及び第26条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。

(回答)

当該部分の解釈は現行法と変わるものではない。

6. 5条3号

「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由如何。

(回答)

現行の国の安全や公共の安全等に関する不開示情報の規定については、その性質上、高度の政策的又は専門的・技術的判断を要するなど特殊性が認められることから、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定となっている。しかしながら、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。

このため、今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十

分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

7. 5条3号

「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由として、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる由の指摘があるが、実際にどのようなケースがあったのか、複数例示ありたい。

(回答)

5条3号及び4号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるべきであり、審査会の答申では、諮問庁が3号又は4号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。

(例：審査会答申 15-376、15-481、14-384、14-417)

また、行政機関が3号又は4号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。(例：審査会答申 14-188、15-224、14-434)

8. 5条3号

「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違如何。「相当の理由」の場合には不開示事由に該当するが、「十分な理由」の場合には該当しない情報について、例示ありたい。

(回答)

不開示情報への該当性の判断に当たっては、判断時点の社会情勢や関係者との信頼関係など多様な要素を踏まえることとなるため、一概に現行法における事例を基に5条3号又は4号に該当するかどうかについての具体例を示すことは困難であるが、「十分な理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とされるとする趣旨である。

9. 5条3号

「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違が例示を伴って明らかにされない場合、個別の判断を行うにあたって混乱が生じるから、現行規定を維持すべきではないか。

(回答)

8の回答のとおり一概に現行法における事例を基に5条3号又は4号に該当するかどうかについての具体例を示すことは困難であるが、6の回答の趣旨を踏まえた適切な運用を図って頂きたい。

10. 6条

有意性のない情報の不開示を認める規定を削除した理由如何。

(回答)

現行規定においては、部分開示を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関に部分開示を義務付けており、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないとしている。

しかし、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

11. 6条

当省保有文書のうち、電信は定型のフォーマットに印刷されているが、電報の本文を不開示にする場合に、フォーマットのみ開示しても請求者にとって有益とは考えられないことから、同フォーマットは不開示情報ではないが開示していない。当省が開示実施する文書のうち電信が占める割合は決して少なくないことから、有意性のない情報の不開示を認める規定を削除すると、行政庁にとっては部分開示実施手続きが煩雑化して行政コストが増大する一方、請求者は有意でない情報の開示のために開示実施手数料を支払うこととなり、双方にとって不利益のみが生じる。このため、例えば電信のフォーマットのような、有意性のない情報を不開示とすることについて、請求者が明示的に了承した場合には、これを不開示とする運用が認められると理解して良いか。

(回答)

開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事

情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことは、現行法と同様である。

なお、現行の6条ただし書が適用されるケースは極めて例外的なケースであると承知しているが、改正後の運用に際しては、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられる。

12. 6条

有意性のない情報の不開示を認める規定は、煩雑な部分開示手続きを抑制することで行政コストを削減するとともに迅速な開示の実施に資するものではないか。

(回答)

主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付ける必要がある。

13. 6条

これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不当に不開示とされた情報があったケースは何件あったか。具体例を複数例示ありたい。

(回答)

網羅的に把握しているものではないが、審査会の答申においても散見される。
(例：審査会答申 14-520,15-488)

14. 6条

これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不当に不開示とされた情報があったとすれば、本来、有意性の判断は客観的に決めるべきものとされている（総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」より）ことから、そのような情報の開示は、異議申立てや訴訟等の救済制度を通じて是正されていくことが適切ではないか。

(回答)

主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に

判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付ける必要がある。

15. 10条

開示決定期限を短縮する理由如何。

(回答)

現行法は、行政機関の長が開示決定等を行うべき原則的期限を、開示請求があった日から30日以内としているが、より迅速に開示決定等がされるようにするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。行政機関の休日を除くこととしたのは、上記期限内に年末年始等の休日が含まれる場合には、事務処理期間が著しく短くなる場合があることから、期限は短縮しつつも、所要の事務処理期間を確保することとしたものである。

16. 10条

現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないかと考える。

(回答)

引き続き、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。

17. 10条

情報公開業務を担当する各省庁の職員の増員なくしてより迅速な開示決定が行えるような手法・体制につき想定しているところを、具体的かつ詳細に教示願いたい。

(回答)

職員の増員等については、基本的には、法案成立後、所要の時期に各行政機関と関係当局との間で協議されるべきものと考えている。

18. 10条

開示決定期限が短縮されることにより、開示・不開示判断を簡略化するこ

と（開示・不開示の判断に時間を要する場合には不開示とする，開示部分と不開示部分の区分に時間を要する場合に全体を不開示とする等）は認められるか。また，判断期間の短縮化を図った結果，不開示とすべき情報を誤って開示してしまった場合に，行政庁の責任が，現行法よりも軽減されることはあるか。

（回答）

ご指摘の点については、現行法と変わるところはない。

19. 10条

開示決定期限の短縮は期限延長案件の増加をもたらすため、延長通知の発送等の人的・財政的な行政コストを増大させるのではないか。

（回答）

引き続き、行政の効率化を図りつつ、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。

20. 10条

短縮後の開示決定期限が14日である具体的理由如何。

（回答）

より迅速に開示決定等がされるようにするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。

21. 10条

地方公共団体における開示対象文書の類型を教示願いたい。この内、機械的な審査が可能なものはどの程度を占め、政治的・専門的・技術的判断を要するものはどの程度を占めるのか。

（回答）

「機械的な審査」「政治的・専門的・技術的判断」の趣旨が必ずしも明らかではないが、地方公共団体においても、開示・不開示については、条例等の規定に沿って、所要の政治的・専門的・技術的判断が行われているものと認識している。

22. 10条

国家が保有する情報は、不開示該当性を判断するにあたり、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な判断を要する場合がありますので、地方公共団体に比して審査に長期の期間を必要とするのではないかと。

(回答)

ご指摘の点は、事例によって異なり、一概には言えないものと考えられる。

23. 10条

G7諸国(英、米、仏、加、伊、独)における開示期限との比較で、短い期限となっているのではないかと。これら諸国と比較して短い期限を設定する理由を具体的に教示願いたい。

(回答)

各国の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられるから、単純に諸外国との比較のみに立脚して当該期限を定めることは必ずしも適当でないものと考えられる。

24. 10条

地方のほか、韓国の例も参考にしたとのことだが、G7の例ではなく、韓国の例を参照した理由如何。

(回答)

23の回答のとおり、各国の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられる。

G7の例を参考にすることを否定したものではなく、本法案の定める期限より短い例もあることを参考として示したものである。

25. 10条

韓国の場合は、日本と比べて情報公開対象が狭い、判断の困難な案件が少ない等の事情があるか。

(回答)

24の回答のとおり。

26. 10条1項

条文に変更がないことから、延長要件は、現行法と同様と理解して良いか。

(回答)

よい。

27. 10条3項

みなし規定を設ける理由如何。

(回答)

これにより、開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

なお、みなし規定による不開示決定について取消訴訟が提起された後、行政機関の長が当該行政文書の全部又は一部を開示した場合には、当該開示した部分については、原告の訴えの利益が消滅することになると考えられる。

28. 1.1条1項

条文に変更がないことから、延長要件は、現行法と同様と理解して良いか。同様でない場合、条文に変更がないにも拘わらず要件が変更されたと解釈できる根拠を示した上で、新たな要件について明示ありたい。(回答の内容によっては、関連して新たな質問を行う権利を留保する)

(回答)

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、第10条の期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に、第11条第1項により特例的延長ができるとする旨を定めており、その「第10条の期間」が変更になったほかは、要件の差異はない。

29. 11条1項2号

「認められる」の意味は何か。「要すると認められる期間」と「要する期間」の相違如何。

(回答)

本法第5条及び第6条における「認められる」と同義である。

30. 11条3項

みなし規定を設けることにより、請求者のどのような権利が救済されることになるのか。

(回答)

みなし規定により、開示請求者は、期限(期間)を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限(期間)を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

31. 11条3項

開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができることとする理由如何。

(回答)

開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内にすれば足りる」こととしているが、この「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようにするため、この場合にみなし不開示が可能となる一定の期間を設定しているものである。

一方で、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での事務処理状況等を踏まえ、開示請求者が行政機関の開示決定等を待つこととした場合には、行政機関は引き続き開示決定等に向けた作業を行うこととなる。

32. 11条3項

開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができることとするにより、請求者のどのような権利の救済を目的としているのか。

(回答)

質問31に対する回答の前段の趣旨に同じ。

33. 16条

請求手数料を無料化する理由如何。

(回答)

今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化する

ものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。

34. 16条

請求手数料の無料化は、受益者負担の原則に反するのではないか。

(回答)

上記の回答のとおり、開示請求手数料を原則として廃止する一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の原則に立って、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。

35. 16条

商業目的の場合には請求手数料を徴収することとする理由如何。

(回答)

上記の回答のとおり、開示請求手数料を原則として廃止する一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の原則に立って、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。

36. 16条

開示請求権制度は「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものと位置づけられるのであれば、自らの事業等にとって利益を得ることを目的とした請求は、情報公開制度で保護される権利に含まれず、そもそも行政機関が開示に応じる義務がないのではないか。

(回答)

本情報公開制度は、「何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」(第3条)ものであり、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合であるからといって、その権利が失われるものではない。

37. 16条

商業的目的のための請求であっても情報公開制度で保護される権利であるとする場合、「国民の知る権利」を具体化した同様の権利を行使しているにもかかわらず、目的によって支払うべき手数料が異なることとなるのは、公平性を欠くのではないか。

(回答)

本法に基づく開示請求権を同様に行使する場合において、当該開示請求に係る事務のコストを誰が負担すべきかとの観点から、受益者負担の原則に立って、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求を行う者から開示請求手数料を徴収することとするのは、十分合理的なことであると考える。

38. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかを判断する具体的方法如何。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについて、実務においては、これらの者が行う開示請求は、それ以外の場合（開示請求手数料を徴収しない場合）とは異なる様式の開示請求書（第16条第1項各号のいずれに該当するかのチェック欄、開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄を設けるなど）によることとすることにより、第16条第1項各号に掲げる者による開示請求であることを行政機関が確認できるようにすることを想定している。具体的には、行政機関から法令の規定を教示することにより、開示請求者が当該規定を十分理解した上で、該当する開示請求書を適切に選択して、開示請求を行うことを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。

39. 16条

16条1項1～3号への該当性に関し、行政機関は、請求者の自己申告を超えて調査を行う義務があるか。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かの判別については上記回答

のとおりであり、行政機関が開示請求者の開示請求の理由・目的等の個別事情を調査・確認することは基本的に想定していない。

40. 16条

16条1項1～3号に該当することを隠蔽して請求を行った請求者に対して罰則はあるか。

(回答)

ない。

41. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかの判断を自己申告のみによって行い、虚偽の申告に罰則が設けられていないとすると、実態と異なる開示請求が多発することが想定されるが、そうした事態を避け、本規定を制定した趣旨を満たせるだけの適切な実施を担保するための方途如何。

(回答)

御指摘の事態のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。

42. 16条

請求手数料の無料化は、情報公開法の趣旨を逸脱した請求や安易な請求の増加を招き、無用な行政コスト増やその他の請求者に対する行政サービスの低下をもたらすことが予想されるため、これらの請求を招かない仕組みが必要ではないか。

(回答)

濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

また、今般、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合に見込額を予納させる手続を新設することとしており、これにより、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない（開示の実施を受ける意思がない）といった濫

用的とも言える開示請求を抑止することができると考ええる。

43. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者による請求以外の請求への対応に応じて発生する行政コストは全て税金で賄われることになるのだから、原則として手数料を無料化するのであれば、同時に開示請求者の範囲に一定の制限を設けるべきではないか（そうでなければ、他国政府や過激主義団体等による、情報公開法の目的に全く合致しない趣旨の請求についても、政府がそれと気付かずに税金を投じて開示決定を行うことになってしまう）。

(回答)

本情報公開制度は、「何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」（第3条）ものであり、開示請求者の範囲に制限を設けることはできない。

44. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者が支払う開示請求手数料はいくらになるか。自らの事業等にとって利益を得るための開示請求であるなら、手数料は現行（300円）より大幅に増加すべきではないか。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者が開示請求をする場合の開示請求手数料の額については、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、現行の開示請求手数料の積算には含めていない行政文書の探索事務及び開示・不開示の審査事務のコストを含めた額とすることを想定しているが、その具体的な額については、今後検討してまいりたい。

45. 16条1項2号

「営利を目的とする事業」の定義如何。

(回答)

財産上の利益を図ることを目的とする事業の意である。

46. 16条

請求者はいつ「送付に要する費用」を納付する必要があるか。

(回答)

第9条第1項又は第2項の規定による通知に係る書面の送付を求める場合には、(第16条第1項各号に掲げる者である場合には開示請求手数料とあわせて、)開示請求時に、行政文書の写しの送付を求める場合には、開示実施手数料とあわせて、開示の実施の申出の際に、それぞれ、その送付に要する費用を行政機関に納付する必要がある。

47. 16条

「送付に要する費用」が納付されない場合、行政機関は第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を行う必要がないと理解して良いか。

(回答)

貴見のとおりであるが、特に、開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合には、開示請求者に対し、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を教示する必要があると考える。

48. 16条

「送付に要する費用」が納付されない場合、行政機関が通知を行う方法如何。

(回答)

オンライン請求でない場合には、開示決定等通知に係る書面を行政機関の窓口で開示請求者に対し交付することになると考える。

49. 16条

「送付に要する費用」を納付しない限り開示決定等の通知を郵送しないこととすると、瑕疵により意図せず「送付に要する費用」の納付を怠った請求者には自動的に開示決定等の通知が送付されないこととなり、行政サービスの低下につながるのではないか。

(回答)

開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合には、開示請求者に対し、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を教示する必要があると考える。

50. 16条

開示請求への対応過程では、開示決定等の通知以外にも、補正依頼や延長通知等、請求者に対して郵送で連絡しているものがあるが、このうち、開示決定等の通知のみ郵送料を請求者の負担とする理由如何。補正依頼等、請求者の事情により必要となる連絡については、開示決定等の通知と同様に、請求者が負担すべきではないか。

(回答)

開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用については、現行開示請求手数料の積算に含まれているところであるが、開示請求手数料の原則廃止に伴い、実費としての当該送付に要する費用の納付について規定することとしたものである。

51. 21条

行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った採決・決定を行う場合であっても、常に内閣総理大臣の同意を取り付けることを義務付ける理由如何。

(回答)

情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った裁決・決定を行う場合でも、7条該当性について点検する必要があるためである。

52. 21条

本規定の導入により、行政機関の長の最終判断権が制限されるのか。

(回答)

最終的な裁決・決定は引き続き行政機関の長により実施されることになるため、行政機関の長の最終判断権が制限されるものではない。

53. 21条2項, 3項

行政機関の長が2項の内閣総理大臣の要求を受け入れがたい時は、どのように調整されるのか。

(回答)

21条2項に基づく措置要求を受けた場合は、行政機関の長はその要求に沿うように適当な措置を取ることとなる。

54. 21条

本規定の導入により、審査会の意義・役割が消滅又は減退するのではないか。

(回答)

ご懸念の点については、同意及び措置要求の制度によりむしろ審査会答申と行政機関の長の判断の整合性が図られる側面もあることから、本制度は審査会制度を一層活用する趣旨を含んでおり、審査会の意義・役割が消滅又は減退することにはないものと考えられる。

55. 21条

審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合として、どのような事案が想定されるか。

(回答)

行政機関情報公開法7条の規定に照らして同意をすることが適切でないと認めるときが想定される。

56. 21条

審査会が行政機関の長の判断を妥当と答申し、かつ、行政機関の長が第7条を適用する必要がないと判断しているにも拘わらず、なお、内閣総理大臣が、第7条の適用を必要と判断する場合とは、具体的にどのような場合か。その場合に、不開示にすることによって保護される利益を損なっても良いと判断する理由、高度に政策的又は専門的・技術的判断に基づき第7条の適用を不要と結論づけた行政機関の長の判断を覆してもよいと判断できる理由についても言及ありたい。

(回答)

審査会が5条各号の該当性について審査した後に、それでもなお7条の裁量的開示を行う公益上の理由が明確であるときに、内閣総理大臣の高度な政治的判断の下、措置要求が行われることになる。

57. 21条

内閣総理大臣の同意を得ることとした場合に、第7条に基づく裁量的開示が現状より増加すると考える具体的な根拠如何。過去に行政機関の長が裁量

的開示を不要と判断したが、内閣総理大臣に同意を求めていたら同意を得られなかっただろうと強く推定される案件は何件あるか。最低でも具体例を5件程度は例示ありたい。

(回答)

平成21年度までに行政機関情報公開法7条の規定が適用された事例は22件にとどまっており、審査会においても実質的に同条の規定の適否に関して不服申立人が同条の該当性を取り上げたので形式上答申した例は見られるが、実際に行政機関の意に反して同条の適用につながる事例は皆無であることから、21条の内閣総理大臣の同意及び措置要求制度の導入によって、公益裁量開示の事例が現状より増加すると考えられる。

また、過去に行政機関の長が裁量的開示を不要と判断したが、内閣総理大臣の同意を求めていたら同意を得られなかっただろうと強く推定される案件については、行政機関情報公開法7条の規定が行政機関の長の要件裁量を認める規定であり、当該判断が高度なものであることから、「強く推定される案件」を具体的に示すことは困難である。

58. 23条

「必要があると認めるとき」とはどのような場合か。

(回答)

裁判所が訴訟関係を明瞭にするために必要があると認めるときであるが、具体的には、情報公開訴訟においては、不開示部分が大量にある場合など、事案が複雑であったり争点が多岐にわたるために争点整理が困難な場合が想定される。

59. 24条

インカメラ審査の導入と憲法82条との関係如何(民訴におけるインカメラ審査は証拠に採用するか否かの判断にあたって用いられるものであって、証拠として採用される文書等について用いられるものではないので、同82条との関係は問題にならないと理解している)。

(回答)

原則として非公開で行われる弁論準備手続の期日(同法169条)における文書の証拠調べ(同法170条2項)、裁判所外における証拠調べ(同法185条)、調査嘱託(同法186条)、受命裁判官又は受託裁判官による裁判所外で

の証人尋問（同法195条）など、証拠調べが非公開で行われる場合があるが、これらと公開主義との関係については、証拠調べの結果がその後公開の法廷で行われる口頭弁論期日に上程されることによって、公開主義の要請が満たされると理解されている。

弁論期日外証拠調べの結果も、これを証拠資料とするためには、口頭弁論に顕出する手続が必要になると考えられ、この手続が公開の法廷で行われることにより、公開主義の要請が満たされることから、憲法82条に反することはない。

また、憲法82条2項ただし書が一定の事件について絶対的公開を要求しているのは、秘密裁判による処罰の危険を避ける趣旨であることから、「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」の意味については、すべて刑事事件の場合をいうものと解されている（たとえば、高橋和之「立憲主義と日本国憲法第2版」《斐閣・平22》382頁）。

60. 24条

「その他の事情」にはどのような事情が含まれるか。「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」は常に含まれると理解して良いか。

(回答)

「その他の事情」に該当する事情としては、開示が求められている行政文書の性質、当事者の主張、他の証拠関係による判断の可否などが想定される。裁判所の判断により、インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益が含まれることもありうる。

61. 24条

「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か。「必要があると認めるとき」との相違如何。

(回答)

①質問前段

ヴォーン・インデックスその他の主張を経ても、いまだ立証が不十分な場合などを想定している。

②質問後段

弁論期日外証拠調べは、証拠調べに当たって当事者を立ち会わせない手続であることや、本来提出を拒絶できる文書についての提出義務を被告に負わせる

点で例外的な手続であることから、単に「必要があると認めるとき」よりも厳格な要件の下でのみ実施することとしている。

62. 24条

裁判所が「特に必要があると認める」かどうかを判断するにあたり、行政機関は意見を述べる機会が保障されているか。

(回答)

弁論期日外証拠調べに限らず、一般に、証拠決定に当たって裁判所が意見を求めなければならない旨の明文の規定が設けられているわけではない。しかし、意見を提出する場合の方式が規定されている場合があり（民訴規則第129条第3項、第140条第2項）、これは、証拠の採否一般について当事者が意見を述べることを当然の前提にしたものと解され、現に、例えば文書提出命令については相手方の意見を求める運用がされているものと承知している。弁論期日外証拠調べについても同様であり、裁判所が意見を聴かなければならない旨の規定は設けていないが、当事者はその採否について当然に意見を述べることをできると考えている。

63. 24条

被告は、弁論期日外証拠調べに立ち会う際等、原告及び一般に公開されない形で、裁判官に対し、不開示とすべき理由について説明する機会が与えられるか。

(回答)

原告に立ち会う機会を与えないで不開示とすべき理由を説明する機会は、与えられていない。

64. 24条

裁判官に課される守秘義務如何。罰則はあるか。

(回答)

裁判官には、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1号）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に

担保されている。

65. 24条

裁判官には、退職した後も守秘義務が課されるのか。

(回答)

官吏服務紀律4条1項は、「職務ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定しており、裁判官は退職の後にも守秘義務を負っている。

66. 24条

インカメラ文書に特別管理秘密が含まれている場合、裁判官はクリアランスを受ける義務があるか。

(回答)

裁判官について秘密を取り扱う適格性を審査し、適格性を有しない裁判官を審理から排除することは、その具体的な内容にもよるが、裁判官の職権行使の独立性を害するおそれがあり、困難であると考えている。

67. 24条

インカメラ文書の内容を知るおそれのある裁判所職員（書記官等）にはどのような守秘義務が課されているか。

(回答)

裁判所書記官等には、一般職の国家公務員と同じく守秘義務が課され、罰則も設けられている（裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法100条1項、109条12号）。

68. 24条

インカメラ審査の導入に伴い、裁判官（及び要すればインカメラ文書を取り扱うその他の裁判所職員）の守秘義務を強化すべきではないか。

(回答)

裁判官については、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1号）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないもの

の、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を開覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。

69. 25条1項5号

改正案第25条第1項第5号にいう「基礎的な情報」として政令に定めることを想定している内容如何。可能な限り網羅的かつ具体的に提示願いたい。

(回答)

具体的には政令案作成時に調整することになるが、既に「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月12日CIO連絡会議決定)のI1(1)③において電子的手段により提供すべきこととされている所管法人等に係る情報を参考にした規定ぶりとするのが想定される。

70. 25条1項5号

同号に定める情報を、当該法人ではなく、行政機関の長によって提供せしめる理由如何。

(回答)

行政機関の長による情報提供制度のメリットは、国民からの開示請求を待つことなく、行政機関が積極的かつ自発的にその保有する情報を提供することにより、国民の利便性向上等に資することであり、行政機関の所管に係る法人に関する基礎的な情報についても、行政機関の長による情報提供制度における提供情報の一に位置づけることにより、かかる国民にとってのメリットを発揮させることである。

71. 全般

開示請求手数料の原則無料化により見込まれる請求増、開示決定期限の短縮により見込まれる延長手続きの増加に伴う事務負担増、予納制度の導入に伴う請求者との追加的な手数料のやりとり(追徴、返還)、異議申立てに対する決定を行う際の内閣総理大臣の同意の取り付け等、行政コストの増加が見込まれることから、人員上の手当をしないのであれば、開示決定期限の短縮にも拘わらず、結果的に一件あたりの開示決定手続きに要する期間は増加するのではないか。

(回答)

具体的な運用については、施行までの期間に検討・調整される予定であるが、

効率的な運用について可能な限り配慮していきたい。

72. 全般

人的資源を強化せずに開示決定を迅速化させることには限界がある。今後、情報公開専門担当官の配置のための定員増等を検討していく予定はあるか。

(回答)

基本的には、法案成立後、所要の時期に各行政機関と関係各局との間で協議されるべきものと考えている。

<国際協力局政策課>

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律案（第1条関係）

(1) 第5条第1号ハ

第5条第1号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第18条及び第26条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。

(回答)

第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報のいずれかに該当する場合は、第5条第1号ハの「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」の該当性判断をするまでもなく、不開示となる。

(2) 第25条第1項

改正案第25条第1項第5号にいう「基礎的な情報」として政令に定めることを想定している内容如何。可能な限り網羅的かつ具体的に提示願いたい。

また、同号に定める情報を、当該法人ではなく、行政機関の長によって提供せしめる理由如何。

(回答)

具体的には政令案作成時に調整することになるが、既に「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日CIO連絡会議決定）のI1(1)③において電子的手段により提供すべきこととされている所管法人等に係る情報を参考にした規定ぶりとするのが想定される。

また、行政機関の長による情報提供制度のメリットは、国民からの開示請求を待つことなく、行政機関が積極的かつ自発的にその保有する情報を提供する

ことにより、国民の利便性向上等に資することであり、行政機関の所管に係る法人に関する基礎的な情報についても、行政機関の長による情報提供制度における提供情報の一に位置づけることにより、かかる国民にとってのメリットを発揮させることである。

2. 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律の一部を改正する法律案 (第2条関係)

(1) 第5条第1号ハ

第5条第1号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第18条及び第26条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。

(回答)

当該部分の解釈は現行法と変わるものではない。

(2) 第17条第1項

第17条第1項の趣旨は営利を目的とする法人及び個人以外は開示請求に係る手数料を無料とする趣旨と理解するが、同項第1号の政令で定める法人等には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定める一般財団法人及び一般社団法人、大学法人、独立行政法人(国立大学法人を含む)は含まれるか。また、第2号の個人事業主に、弁護士、公認会計士、税理士等の個人で事業を行う専門職、いわゆるフリーランスの報道関係者は含まれるか、教示願いたい。

また、独立行政法人にて、請求者に対する身分及び開示目的の情報提供及び認定の手続の詳細について如何。

(回答)

行政機関、独立行政法人等にかかわらず、第16条第1項各号(独立行政法人等の場合、第17条第1項各号。以下同じ。)に掲げる者に該当するか否かについては、これらの者が行う開示請求は、それ以外の場合(開示請求手数料を徴収しない場合)とは異なる様式の開示請求書(第16条第1項各号のいずれに該当するかのチェック欄、開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄を設けるなど)によることとすることにより、第16条第1項各号に掲げる者による開示請求であることを行政機関(独立行政法人等)が確認できるようにすることを想定している。具体的には、行政機関(独立行政法人等)から法令の規定を教示することにより、開示請求者が当該規定を十分理

解した上で、該当する開示請求書を適切に選択して、開示請求を行うことを想定しており、行政機関（独立行政法人等）が開示請求者の開示請求の目的等の個別事情を確認することは基本的に想定していない。

なお、「これらに類するものとして政令で定める法人」については、会社法上の会社及び外国会社以外のいわゆる「営利法人」並びにいわゆる「営利法人」ではないが「営利法人」と競争関係にあり商業的活動の面において「営利法人」と区別する必要がないと考えられる法人について政令で定めることを想定しているが、詳細については、今後検討してまいりたい。